

不教後第1105号

平成8年1月8日

大 正 町

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

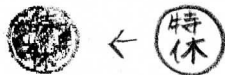
夏期の特別休暇について（通知）

このことについて、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）~~第12条第8号~~の特別休暇として、~~平成8年4月1日から~~下記の内容により実施することになりましたので、管下教職員に対し周知いただくとともに、適切な運用をお願いします。

記

- 1 夏期における職員の健康維持と能率増進のため、市町村（学校組合）教育委員会又は所属長の定める計画の実施に伴い、必要な場合において、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条第8号に基づく~~特別休暇~~日を承認するものとする。
- 2 実施期間は、~~2月1日から~~8月31日までとする。休暇は、勤務日の~~全日又は半日~~を単位として与えるものとする。
なお、~~半日単位~~の場合2回をもって1日とする。
- 3 実施にあたっては、各学校の業務及び個々の職員の業務が、学校運営上支障をきたさない範囲で各学校で十分調整し、綿密な計画を立てること。
- 4 出勤簿は、次のように表示すること。

（Ⅰ）勤務日の全日を与えた場合



（Ⅱ）勤務日の半日を与えた場合

